

第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る 「評価実施要項（案）」に関する意見募集の結果について（概要）

1. 募集期間

平成30年3月23日（金）～4月23日（月）（提出方法：郵送、FAX、電子メール）

2. 意見総数

98件（延べ111件※）

（国立大学法人：33法人、大学共同利用機関法人：4法人）

※1つの意見の中に複数の内容がある場合にはそれぞれカウント

3. 意見を踏まえた「評価実施要項（案）」の修正

≪「質」と「水準」の表記に関する意見≫

現況分析における評定について、第2期の「水準」の表記（期待される水準を上回る、期待される水準を下回る 等）から「質」の表記（優れた質にある、相応の質にある 等）に変更したところ、以下の意見があった。

- ・ 現況分析でいう「質」とは何を意味するのか。「水準」との違いは何か。「質」について、これをどう具体的に解釈し、評価の判定に適応するか、法人に対して具体的かつ明確な解説をしてほしい。
- ・ 判断する考え方は「水準」についての視点だが、判定を示す記述は「質」に関する表現になっているため、第三者には理解しづらいのではないか。

⇒ ご指摘を踏まえ、「評価実施要項（案）」及び「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」を以下のとおり修正する。

◆「評価実施要項（案）」 修正箇所※

- ・ 13頁：「Ⅰ 教育の現況分析の方法」の「判定に当たっての留意事項」

『判定は、学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質水準にあるのかという視点で行います。その際、第2期中期目標期間終了時点と⇐
評価時点での教育水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて行います。』

- ・ 15頁：「Ⅱ 研究の現況分析の方法」の「判定に当たっての留意事項」

『判定は、学部・研究科等の研究上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質水準にあるのかという視点で行います。その際、第2期中期目標期間終了時点と⇐
評価時点での教育水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて行います。』

※上記のほか、「評価実施要項（案）」の3頁「（1）学部・研究科等の現況分析」、9頁「（1）教育の調査・分析」②、「（2）研究の調査・分析」②のほか、「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」の6頁についても同様に修正する。

4. 主な意見の内容

(1) 実績報告書の提出期限に関するもの《14件》

- ・ 当該業務は依然として多くの事務作業量となっており、これまでどおりの提出期限としていただきたい。
- ・ 学内諸会議での審議を報告書ごとにバラバラで行うことになり、事務手続きが煩雑になるため、提出期限を6月末に統一していただきたい。等

(2) 中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの《18件》

- ・ 中期目標期間の5、6年目における学部・研究科等の教育研究等の実績は、どのように反映されるのか。
- ・ 現況分析において、平成32、33年度の取組・業績についても適切な評価が行われるよう、必要な対策をとっていただきたい。等

(3) 現況分析に関するもの《26件（延べ29件）》

○ 記載項目〔13件〕

- ・ 学系間の記載項目（仮称）の違いに起因する記載量、質及び評価基準に差が生じることのない設定としていただきたい。
- ・ 学術領域とそこでの成果の在り方の多様性に配慮するなど、過度に定量的な指標を求めることがないよう、かつ適切な内容・粒度となるようにしていただきたい。
- ・ 共同利用・共同研究の特色に沿った観点を入れていただきたい。等

○ その他〔16件〕

- ・ 関係者の期待に込んでいるかは、労多くして益少なしの指標であった。
- ・ 「想定する関係者とその期待」は抽象的になりがちですが、国立大学法人等の社会的責任を明確にするためにも、記述としては残しておいた方がよいのではないかと。
- ・ 自己評価において、より判断が容易・客観的になるように、判断の参考となる“具体的な参考例等の提示”が望ましい。等

(4) 達成状況評価に関するもの《28件（延べ29件）》

○ 段階判定〔11件〕

- ・ 中期計画は、中期目標よりも具体的に内容が記載されていることから、中期計画（小項目）と同様に5段階判定にすることが望ましい。
- ・ 中期計画の判定を平均値で積み上げる判定方式については、十分な議論と慎重な運用が望まれる。等

○ ヒアリング〔４件〕

- ・ 公平性の観点から、全法人についてテレビ会議システムを用いたヒアリングとするか、直接面談とするか整理すべきではないか。等

○ その他〔１４件〕

- ・ 研究業績水準判定結果や現況分析結果については、より実質的に活用がなされるよう一段の工夫を行うとともに、どのように活用するのかより透明性を担保することが必要である。
- ・ 良いところばかりではなく悪いところも含めて率直に自己点検・評価を行うことが国立大学法人等の改善発展のためにも重要である。等

(５) その他 ≪２１件≫

- ・ データ分析集を活用する場合、数値データによる一律の確認・判断方法・結果に偏るものとならないことようにしてほしい。
- ・ データ分析集の収集も含め、機構・法人双方の業務における負担軽減と人的・時間的コストの削減につながるようしてほしい。
- ・ 現況調査表や現況分析結果について、認証評価のいかなる部分にどのようにして代替可能なのか、認証評価及び国立大学法人評価のいずれにも関与する機構の立場から、明らかにしていただくようしてほしい。
- ・ 現況調査表の資料が、大学機関別認証評価にできる限りそのまま使えるような仕組みを作っていただきたい。等

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
1	提出期限に関するもの	<p>・研究業績説明書の提出期限について、3月発表の業績をとりまとめることを想定した場合、提出期限は早くても4月末としてほしい。</p>	<p>研究業績説明書の提出期限については、「実績報告書作成要領」に示す予定です。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
2	提出期限に関するもの	<p>「学部・研究科等の現況調査表」及び「研究業績説明書」の提出期限を早めないでいただきたい。 「第3期中期目標期間の教育研究の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」の「●実績報告書の提出期限」（3頁）において、 「現況分析作業と達成状況の評価作業を段階的に進め、達成状況評価において現況分析結果を十分に活用するための確認・反映等の作業期間を設ける必要があること、また、第2期中期目標期間の教育研究評価に係る国立大学法人等からのアンケートの回答においても「学部・研究科等の現況調査表と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等の意見があった。」等の意見があったことを踏まえ、4年目終了時評価における提出資料のうち、「学部・研究科等の現況調査表」及び「研究業績説明書」の提出期限を、 学部・研究科等の現況調査表は2020年5月末とするとあるが、本部での整合性の確認、とりまとめ作業については各法人において調整すべきことであり、そもそも提出期限が早められることによる報告書等作成の業務負担増が懸念される。そのため、「学部・研究科等の現況調査表」及び「研究業績説明書」の提出期限については変更しないこととしていただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと思います。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
3	提出期限に関するもの	<p>今回提示いただいた提出期限は前回と比較して1か月程度の前倒しとなるわけだが、当該業務は依然として多くの事務作業量となっており、これまでもどおりの提出期限としていただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと思います。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
4	提出期限に関するもの	<p>○3頁目 ・これまですべて6月末期限であった提出締切を、大学での取りまとめ作業が困難であるとの意見を反映し、研究業績は4月中旬～4月下旬、現況調査表を5月末、中期目標の達成状況報告書を6月末と分けて設定されています。しかし、先に提出済の書類に誤りが見つかった場合には、後から提出する書類においてそれを訂正することが出来るよう、書式において配慮いただきたいと思います。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと思います。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
5	提出期限に 関するもの	<p>○実績報告書の提出期限について（P4） 第2期中期目標期間時の評価に比べて、「研究業績説明書」及び「学部・研究科等の現況調査表」の提出期限が1ヶ月から1ヶ月半も早くなっていることについて、大学側での作成期間が短縮されると、十分な報告書を作成できない恐れがある。また、研究業績説明書、現況調査表、達成状況報告書の提出期限が全て異なることは、学内諸会議での審議を報告書ごとにバラバラで行うことになり、事務手続きが煩雑になるため、全ての報告書の提出期限を6月末に統一していただきたい。 なお、提出期限の変更理由として、機構での作業期間を設ける必要があることが挙げられているが、機構の都合で大学の負担を増やすのではなく、全ての報告書の提出期限を6月末にして、双方が効率的・効果的に報告書の作成や評価を行うことができるよう、最適化を図るべきと考ええる。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適切な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
6	提出期限に 関するもの	<p>3. スケジュールについて (1) 現況調査表の提出期限が5月末とあります（同p.4）が、第3期では記載項目が設定されることと、その内容が判明しないことと作業負荷の見積もりがでないため、現時点では期限が適切かどうか判断できません。また、記載項目の内容によっては第2期に溯ってデータのとまりまとめをやり直したりシステムの改修を行ったりする必要が生ずることも考えられます。 (2) 「研究業績説明書」の提出期限について2020年4月中旬～下旬とされています（同p.4）が、この時期に提出を終えるためには4年途中時点で研究業績の取りまとめを必要があることと想定されます。4年間の研究業績全体を把握するため、また提出事務の省力化を図るためにも、学部・研究科等の提出物である「研究業績説明書」「学部・研究科等の現況調査表」は2020年5月末に同時に提出と変更した方が良いのではないかと考えます。</p>	<p>記載項目（仮称）の具体的な内容については、国立大学教育研究評価委員会の下に学系別の検討チームを立ち上げて検討し、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」とともに今年度末までには示す予定としております。 実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適切な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
7	提出期限に 関するもの	<p>1. 「第3期中期目標期間の教育研究の評価に係る『評価実施要項』における第2期からの主な変更点（案）」 — P3 「●実績報告書の提出期限」 見直しは断固反対である。多くの大学がアンケートにて同等した趣旨は、期限を後ろに延ばしていただきたいという旨のほうである。最低限以前の提出期限のままとしていただくよう再考いただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適切な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
8	提出期限に 関するもの	<p>(1) 「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案） P.3 ●実績報告書の提出期限 (2) 評価実施要項（案） P.4 IV スケジュール (1) 4年目終了時評価 上記箇所に記載の事項において、中期目標期間4年目終了時評価の際に提出する「研究業績説明書」、「学部・研究科等の現況調査表」、「中期目標の達成状況報告書」の提出期限が4月末から6月末の間、1ヶ月間隔で設定されていることについて、様式の作成時期や順序は断固反対である。多くの大学がアンケートにて同等した趣旨は、期限を後ろに延ばしていただきたいという旨のほうである。最低限以前の提出期限のままとしていただくよう再考いただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適切な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。 いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
9	提出期限に関するもの	<p>②『第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項（案）」のP.3「●実績報告書の提出期限」に記載の4年目終了時評価における資料の提出期限については2020年4月中旬～下旬、学部・研究科等の現況調査表については2020年5月末となり、前回の第2期における提出期限よりも期限が1か月程度早くなっている。</p> <p>現況分析結果活用のための確認・反映等の作業期間の設定や、現況調査表と達成状況報告書の並行作業の負担等を考慮した上で、期限設定を行った趣旨は理解できるが、研究業績説明書等の作成において2019年度終了から提出までの期間を考慮し、例えば研究業績説明書の提出期限を2020年5月末、現況調査表の提出期限を2020年6月末、達成状況報告書の提出期限を2020年7月末とすること等について強く要望する次第である。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
10	提出期限に関するもの	<p>主な変更点（案）P3、要項（案）P4</p> <p>実績報告書の提出期限について、「現況分析作業と達成状況の評価において現況分析結果を十分に活用するための確認・反映等の作業期間を設けること、また、法人等のアンケートの回答においても…」を踏まえ、現況調査表と達成状況報告書の提出時期をずらしたとのことであるが、本学では、現況調査表と達成状況報告書の内容に齟齬を無くすために学内で調整を行う予定であり、現況調査表だけ先んじて提出する提案スケジュールでは、6月中にこの調整が行えないこととなるため、両者の提出時期を一致させていたいただきたい。</p> <p>また、本学は、現況分析単位としての学部・研究科が多いこと、更に、学部・研究科においては、学内における年度当初の評価作業以外の業務と平行して作業を進める必要があり、学部・研究科との調整に日数を要することから、提出期限については6月末以降としていただきたい</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
11	提出期限に関するもの	<p>○実績報告書の提出期限について 「研究業績説明書」は5月末日、「学部・研究科等の現況調査表」及び「達成状況報告書」は6月末日の提出期限とされておりましたが、第3期中期目標期間に係る本評価実施要項（案）においては、「研究業績説明書」は4月中旬～下旬、「学部・研究科等の現況調査表」については5月末日と、第2期中期目標期間に比して、ともに1か月ほど提出期限が早期化されております。</p> <p>このことは、「第2期からの主な変更点（案）」において、「法人評価委員会からの要請として、『現況分析作業と達成状況の評価作業を段階的に進め、達成状況評価において現況分析結果を十分に活用するための確認、反映等の作業期間を設ける必要がある』ことによるもの」及び「第2期中期目標期間の教育研究評価に係る国立大学法人等からのアンケートの回答においては『学部・研究科等の現況調査表と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。』等の意見があったことによるもの」と示されております。</p> <p>提出時期を異なるものとし、かつ期限を早期化するということ、「評価者の作業期間を多く設ける」という前者の意見のみが取り入れられたものですが、貴機構における評価作業のみならず、法人においても同様の作業は必要であり、その点が考慮されておりません。「研究業績説明書」及び「現況調査表」については、学部・研究科ごとに年度末までの実績を取りまとめ、厳密な現況分析、自己評価を行い、その結果を「達成状況報告書」に反映させるといったプロセスが法人において存在するため、第2期中期目標期間における5月又は6月末日の期限ですら過密日程であるにもかかわらず、更なる期限の早期化により、精確な分析・評価を行うための十分な期間が確保できなくなることが危惧されます。また、それにより、法人の評価において、法人における教育研究の継続的な質の向上と個性の伸張に向けた取り組みが十分に機能しているか等について、精確な報告が生じるため、法人側の作業負担の軽減も鑑み、提出期限を延長し、法人における評価作業期間をより多く確保した上で、評価作業を進めることが必要と考えます。</p> <p>なお、平成30年2月6日開催の「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会」において、貴機構からは、スケジュールに関しては、第2期中期目標期間と比して一定の配慮がなされる旨のご説明がなされ、評価者による適正な評価がなされることに関する疑問を呈するため、報告書等の提出期限について再考くださるようお願いいたします。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適正な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
12	提出期限に 関するもの	<p>1. 評価実施スケジュールについて（評価実施要項（案）4頁） 実績報告書の提出期限について、第2期からの主な変更点（案）3頁には、「学部・研究科等の現況調査表と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等の意見があった。しかし、整合性の確認やとりまとめ説明書の提出期限を2020年4月中旬～下旬に、また現況調査書の期限を同年5月末にした。とある。しかし、整合性の確認やとりまとめについては大学等が自身でスケジュールを工夫すれば良いだけであり、2期と比較して期限が前倒しされるのは大学等にとってメリットがない。国立大学法人法で定めるとおり、全ての書類の提出期限を2020年6月末としていただきたい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適切な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
13	提出期限に 関するもの	<p>・4年目終了時評価の「研究業績水準判定に係る資料」の提出締切日について「4月中～下旬」と記載されていますが、具体的な日時につきましては決次第 earliest に通知いただけたくす幸いです。</p>	<p>研究業績説明書の提出期限については、「実績報告書作成要領」に示す予定であります。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、公表時期も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
14	提出期限に 関するもの	<p>評価実施要項（案）4ページの提出スケジュールについて、現況分析の提出期限を約1か月早く開始しているが、早める方が整合性の確認などができなくなる可能性があると思われ、例えば提出期間を5月末から6月末の間とするなど、各大学で工夫できるようなりにしてほしい。</p>	<p>実績報告書の提出期限については、「現況調査表と達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等のご意見を踏まえ、評価者（大学の教員等）の作業期間の確保など、より適切な評価につながることを目的としており、ご理解いただきたいと考えております。いただいたご意見については、真摯に受け止め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、今後、具体的な評価内容、評価方法を示すこととなる「実績報告書作成要領」等の検討を進めてまいります。</p>
15	中期目標期間終了時評価の 評価方法に関するもの	<p>・中期目標期間終了時評価では、中期目標の達成状況評価のみを実施することであるが、4年目終了時評価後に「学部・研究科等の現況分析」の同評価結果が変更となる程の顕著な変化があった場合の手続きはどのようになるのか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に戻込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。このことにより、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析を行うことによって教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等単位できめ細かく把握する項目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を踏まえ、具体的な実施状況等の記載を求めると判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると判断しております。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
19	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>■ 第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）</p> <p>○ 1頁目 「学部・研究科等の現況分析」と「研究業績水準判定」を実施するのは4年目終了時のみですが、「研究業績水準」が大きく変化した場合の対応が十分に理解できません。6年目終了時の「達成状況報告書」にその旨を記載するものと理解していますが、上記の残り2年間の実績を明記できるような「達成状況報告書」書式にする必要があると考えます。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このように、国立大学法人法上、4年目終了時評価では、現況分析を行うことにより、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとします。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると考えます。</p>
20	<p>現況分析に関するもの</p> <p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>○ 6頁目 『第3期中期目標期間 教育研究評価 現況分析 判定イメージ（案）』に関して、「水準」と「質の向上度」が統合されたが、第2期と比較する場合、「親点」が「記載項目（仮称）」に変更されるのであれば、質の向上度に関して記載できる欄（独立した書式でなくても良い）を設けて欲しい。</p> <p>また、現況分析は4年目終了時に提出するため、第2期との比較は4年間の実績でしかできないことになる。そのため、中期目標期間終了時での比較（6年間）ができるように、第1期にあったような「顕著な変化についての説明書」のような工夫をして欲しい（特に関の向上度）。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このように、国立大学法人法上、4年目終了時評価では、現況分析を行うことにより、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとします。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると考えます。</p>
21	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>2. 現況分析について (1) 現況分析を中間評価で行わないこと、残り2年間の研究をどう評価するのか、疑問があります。4年目終了時評価以降の研究業績について、達成状況報告書に記載する、とはありますが、「研究業績説明書」など内容を具体的に説明する資料は求められていないように見受けられますが、どのように業績判定する計画なのか明示していただきたいと思えます。</p> <p>(2) 中期目標期間終了時評価の際に、「達成状況報告書」には、国立大学法人等が4年目終了時評価結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画ごとに「記述される、とあります（同p.28「①中期計画ごの実施状況の分析」）」が、変化がないものは記述自体不要という理解で良いでしょうか？</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このように、国立大学法人法上、4年目終了時評価では、現況分析を行うことにより、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとします。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると考えます。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
22	<p>中期目標期間終了時評価の評價方法に関するもの</p> <p>達成状況評価に関するもの</p>	<p>4年目に暫定評価を実施するのは、改善が必要な点を残り2年間で改善することや次期中期目標・中期計画を作成することなどPDC Aサイクルを確実に回すという意味で有意義なものとして理解している。</p> <p>しかしながら、6年目の評価時に「学部・研究科等の現況分析」、「研究業績」の作成を要しないというのとは丁寧さに欠けるのではないかと、6年目の「質の向上が求められる」と判断された場合等にその後の改善を促す意味で提出できるようにしてはどうか。</p> <p>また、中期目標の達成状況評価において、6年目はヒアリングを実施しないことであるが、希望する法人に対してはヒアリングを実施してはどうか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用され、4年目終了時評価では、現況分析を行うことにより、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとします。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を踏まえるような顕著な変化があったと判断した中期計画についての、具体的な実施状況等の記載を進めてまいります。</p> <p>なお、中期目標期間終了時評価においては、国立大学教育研究評価委員会がヒアリングを実施する必要があると判断した場合には行うこととしてまいります。（評価実施要項26頁参照）</p>
23	<p>中期目標期間終了時評価の評價方法に関するもの</p>	<p>① 『第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）』のP.1「評価実施スケジュール、評価実施体制」には、『中期目標期間終了時評価では、「中期目標の達成状況評価」のみを実施します。』とある。</p> <p>「学部・研究科等の現況分析」、「研究業績水準判定」において4年目終了時評価の時には成果を挙げるのが難しいものについては、6年目の中期目標期間終了時評価の際、残り2年度分に係る評価が抜け落ちることのないように設計をお願いしたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用され、4年目終了時評価では、現況分析を行うことにより、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとします。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を踏まえるような顕著な変化があったと判断した中期計画についての、具体的な実施状況等の記載を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
24	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>①評価実施要項（案）では、学部・研究科等の現況分析（教育・研究）における現況調査表（教育・研究）及び研究業績説明書の提出は、平成32年度の4年目終了時評価のみで求められており、平成34年度の中期目標期間評価では求められていない。これに関して、平成30年2月6日に開催された貴機構主催の説明会においては、平成32年度及び33年度に顕著な業績があった場合は、当該業績を「達成状況報告書」に記載することで評価を行う旨説明があった。</p> <p>しかしながら、この取扱いだけでは、現況分析対象組織の全体状況が把握されないと考えられる。また、研究活動については、その性格上、第3期当初の取組・業績が、第3期後半に、このような取組が適切に評価されない恐れがある。本学には、研究用原子炉を有する研究所があるが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による国の原子力政策の影響を受け、中核研究設備である研究用原子炉2基がいずれも平成26年から平成29年にかけて運転停止を余儀なくされ、研究活動に大きな影響を受けている例もある。研究活動の評価に際して、このような事業を適切に動員するためにも、特定の期間を評価の対象としないことは望ましくない。</p> <p>以上を踏まえて、第3期6年間の学部・研究科等の現況分析（教育・研究）において、平成32年度及び33年度の取組・業績についても適切な評価が行われるよう、必要な対策をとっていただきたい。例えば、研究に関しては、少なくとも研究業績説明書について、平成34年度の中期目標期間時に平成32年度の4年目終了時評価からの内容更新を求めたうえで、最終の評価を行うべきではないか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものである。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このようにならざるを得ない状況は、現況分析では、現況分析を行うことにより、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目・6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p>
25	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>① 中期目標期間終了時評価について（第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項（案）P.2」） 貴機構が平成30年2月6日に開催した「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会」において、中期目標期間終了時評価では、達成状況評価のみ実施し、学部・研究科等の現況分析及び研究業績水準判定は実施しないが、学部・研究科等の現況分析及び研究業績水準判定の5年目（平成32年度）、6年目（平成33年度）の実績、業績を記載できるように配慮するという説明があったと認識している。</p> <p>しかしながら、評価実施要項（案）には、そのことが明記されていないため、中期目標期間終了時ににおける学部・研究科等の現況分析結果の修正・追加等の有無について、またそれが行われる場合にはその方法については確認をさせていただきたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものである。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このようにならざるを得ない状況は、現況分析では、現況分析を行うことにより、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目・6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p>
26	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>評価実施要項（案）の中で、「現況分析」については、4年目終了時のみの評価となっているが、研究の質を評価するために、中期目標の6年間の評価が必要である。</p> <p>又ケジュール等の関係により、6年分をひとつにまとめた評価システムを整えることが難しい場合は、中間評価の後、5年目・6年目を個別に評価すべきではないか。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものである。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このようにならざるを得ない状況は、現況分析では、現況分析を行うことにより、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目・6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めるとともに、各学部・研究科等の成果を把握することとしたものです。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
27	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>評価の実施について、4年目終了時評価では「中期目標の達成状況評価」「学部・研究科等の現況分析」「研究業績水準判定」を実施することになっており、中期目標期間終了時評価時では「中期目標の達成状況評価」のみ実施となっています。</p> <p>中期目標期間終了時評価時において、達成状況評価を要するよう顕著な変化がある場合については、顕著な変化がある場合でも現況分析は実施しないことになっており、現況分析において顕著な変化がある場合は、「達成状況報告書」に記載できるところについて回答を得ました。しかし、「達成状況報告書」と現況分析の提出資料である「現況調査表」では内容に相違点があり、達成状況報告書に含めることが困難と思われ、第1期中期目標期間終了時評価の時のように「現況分析における顕著な変化について説明書」及び卓越した水準にある研究業績によって現況分析を実施するなど、何らかの形で中期目標期間終了時評価時においても現況分析を実施する必要があると考えます。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このようにわたる検討に活用されることを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことにより、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めます。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると考えてまいります。</p>
28	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>評価実施要項（案）の2頁Ⅲ内容にある「4年目終了時評価では「学部・研究科等の現況分析」及び「中期目標の達成状況評価」を実施し、中期目標期間終了時評価では「中期目標の達成状況評価」のみを実施し、その後、6年目の終了時に特段の申込があれば追加資料の提出を認めていただきたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このようにわたる検討に活用されることを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことにより、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めます。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると考えてまいります。</p>
29	<p>中期目標期間終了時評価の評価方法に関するもの</p>	<p>2. 第3期終了時評価の現況分析等の扱いについて</p> <p>「学部・研究科の現況分析」「研究業績水準判定」については、4年目終了時評価（暫定評価）のみ実施し、中期目標期間終了時評価（確定評価）では実施しないこととなっているが、上記1の新部局（農学群）は、暫定評価時点でもまだ設置後1年の実績しかなく、教育カリキュラムの特徴である「農学専門教育」「農学実践型教育」「農学実習型教育」は開講前のため十分な現況報告が出来ない。その後の学年進行による教員採用に伴い、教育・研究活動に係る現況も進展し、研究業績も増加し、十分な業績報告が可能となると考えられる。そこで、学年進行中の部局については、確定評価時にも「現況調査表」「研究業績報告書」の追加報告が可能になるよう、考慮して頂きたい。</p>	<p>国立大学法人法上、4年目終了時評価とは、4年目終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目終了時評価の結果は、文部科学大臣により、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。</p> <p>このようにわたる検討に活用されることを踏まえ、4年目終了時評価では、現況分析を行うことにより、一方、中期目標期間終了時評価では、現況分析は改めて実施せず、5年目、6年目に中期目標・中期計画の達成に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めます。</p> <p>中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目終了時評価（達成状況評価）の結果を変えようとするような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると考えてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
30	現況分析に 関するもの	「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る『評価実施要項』における第2期からの主な変更点（案）」5頁の「イメージ（案）」の「研究活動の状況」及び「研究成果の状況」の「記載項目」につきまして、教員数が少ない部局においては組織としての論文総数を向上させさせるために一人当たり論文生産性を高めたいとしても、人員数という制約条件があるため、評価指教として論文数の総計値以外に、一人当たりの平均論文数などの配慮を検討していただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
31	現況分析に 関するもの	○5頁目 ・「学部・研究科等の現況調査表」の記載内容について一定の標準化を図るため、各分析項目の下に学系ごとの複数の記載項目（仮称）を設定します。』に関して、記載内容（項目）の標準化を図ることは大変ありがたい。ただし、第2期は観点数が2個だったが、今回は学系により項目数が増えるのか。また、項目数が多くなる（項目が細かくなる）と、自大学の中期計画等に関連しない内容が含まれることにならないか。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
32	現況分析に 関するもの	・現況調査表の分析項目・観点は、学系ごとの複数の記載項目（仮称）を設定されることですが、学系間の記載項目の違いに起因する記載量や質の差が生じたり、評価基準に差が生じることはない設定を望みます。また、同じ学系で構成される大学間は、一つの基準により評価が可能と考えますが、構成される学系が異なる大学間では、評価基準の設定が困難ではないかと考えます。学系間の記載項目の違いに起因する現況分析結果の差異が達成状況の評価に影響しないよう配慮いただきたいと考えます。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
33	達成状況評 価に関する もの 現況分析に 関するもの その他	1. 実績報告書について (1) 達成状況報告書(H30.2.6)で示唆があったように、実施状況と実績欄を区分して設定されるのかを早期に公表していただきたい。 ① 先の意見交換会(H30.2.6)で示唆があったように、実施状況と実績欄を区分して設定されるのかを早期に公表していただきたい。 (2) 現況調査表について ① 学系ごとの「記載項目」の内容を早期に公表していただきたい（「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る『評価実施要項』」における第2期からの主な変更点（案）」5頁）。 ② 特に、教育の現況調査表（教育）に関しては、評価負担の軽減のために、記載事項について認証評価との整合性に配慮していただきたい。また、受審時期を考慮して、早期に公表していただきたい。	(1) 達成状況報告書については、「実績報告書作成要領」に示す予定の達成状況報告書の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」に示す予定の達成状況報告書と重複の欄を分けて記載いただくことを想定しています。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、公表時期も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。 (2) 現況調査表については、「実績報告書作成要領」に示す予定の達成状況報告書の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」等の策定に当たっては、公表時期や認証評価との関係性も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ検討を進めてまいります。
34	現況分析に 関するもの	2. 「第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る『評価実施要項』における第2期からの主な変更点（案）」一 P5「3. 学部・研究科等の現況分析」一 学部・研究科等の現況分析の「記載項目（仮称）」について 記載項目を明らかにしていただかないと意思しかねる。求められる記載内容が明確になるのは良いことだと思うが、おもむろに項目数が増え、記載内容の増加につながるようなら以前のもまでよい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
35	現況分析に 関するもの	③現況分析での「記載項目」の設定にあたっては、学術領域とそこでの成果の在り方の方の多様性に配慮し、また組織編成上、学術領域に集中的に取り組むことと多様性に配慮することはトレードオフであることをご理解のうえ、過度に定量的な指標を求めることがないよう、かつ適切な内容・粒度となるよう、配慮していただきたい。また、必要に応じて、特色ある取組みが十分に示せるよう、当該部局の判断により独自の観点による「記載項目」（あるいは記載内容）を追加することについても検討願いたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
36	現況分析に 関するもの	④第3期から教育関係共同利用拠点が教育研究の質の向上を含む水準評価の評価単位とされているが、国立大学法人評価委員会決定の評価実施要領(H27.5.27付)においては「関連する学部・研究科等がある場合は、それらを一つの単位として一体的に評価することもないよ」とあるのみであり、今回貴機構から意見照会のある実施要項（案）には関連する記載がない。今後、同拠点に係る具体的な内容を決定するに当たっては、「教育」という面で学部・研究科等と同様に扱うのではなく、同拠点制度の趣旨を踏まえて、適切な評価単位や記載項目を設定していただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。 なお、現況分析の対象組織については、文部科学省国立大学法人評価委員会が決定する単位に基づき取り扱うこととしてまいります。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
37	現況分析に 関するもの	⑤評価実施要項のほか、現況調査表の記載にあたって学系ごとに設定される記載項目、実績報告書作成要領など、第3期の教育研究評価に係る報告書作成に関係する資料の早期公表が望まれる。	「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、公表時期も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
38	現況分析に 関するもの その他	＜1. 学部・研究科等の現況分析における記載項目（仮称）について＞：「主な変更点（案）」P5 『「学部・研究科等の現況調査票」の記載内容について一定の標準化を図るため、各分析項目の下に学系ごとの複数の記載項目（仮称）を設定します』とありますが、第2期にありましたが、第2期に設定される記載項目（仮称）においても、共同利用・共同研究の特色に沿った観点を導入していただきますようお願いいたします。 ※一定の標準化により、大学共同利用機関法人としての特徴が評価されにくくならないかと危惧しております。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に表示予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に共同利用・共同研究の特色を適切に評価できるよう検討を進めてまいります。
39	現況分析に 関するもの	③ 学部・研究科等の現況分析について【同上P.5、6】 ・分析項目の記載項目は、学系別の検討チームにより検討し設定されることだが、学系間における記載項目内容・水準の調整はされるのか。達成状況評価へ活用するにあたって、学系間の差異によって大学全体の評価に有利・不利がないよう配慮いただきたい。 ・学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の水準にあるかという視点に変更されることだが、掲げる目的自体の内容によって分析の判断に有利または不利に働かないよう評価していただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に表示予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
40	現況分析に 関するもの その他	【第2期からの主な変更点（案）】p.5 17) 現況分析において、分析項目を構成する具体的な記載項目（仮称）が示されることとなっているが、第2期との比較が容易になるよう、また認証評価との整合性により評価負担が軽減するよう、第2期の現況分析における参考例および認証評価の評価項目等と整合性のある記載項目を設定していただきたい。 18) 記載項目（仮称）が提示されることにより現況分析を書きやすくなると思うが、一方で、部局の個性的で多様な取組みを書きにくくなることがないよう（記載項目の内容が細かくなりすぎないよう）ご配慮いただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に表示予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に認証評価との関係性も合わせて検討を進めてまいります。
41	現況分析に 関するもの	2. 「主な変更点」の5ページにある「学系ごとの記載項目」について、現時点であるいは可能な限り早期に具体例が示されるべきである。少なくとも現時点で、第2期の評価項目と全く異なるものになるのか、第2期の項目に新たに項目が追加になるのか、検討の方向性を示してもらいたい。また、検討にあたっては、既に実施されている分野別認証評価（教職大学院、法科大学院、6年制薬学部、医学部等）における評価の観点との間で整合性が取れる（評価項目の内容が一致する）ように設定していただきたい。	記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に表示予定です。平成30年7月に開催する国立大学法人等事務担当説明会等において検討状況をご紹介できればと考えています。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に、詳しい内容については、国立大学教育研究評価委員会の下、学系別検討チームを立ち上げて検討し、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
46	<p>現況分析に 関するもの</p>	<p>要項（案）P13、15 判断する考え方は「水準」についての視点だが、判定を示す記述は「質」に関する表現になっているため、第三者には理解しづらいのではないかと。判定を示す記述を、「状況が非常に優れている」「状況が相応である」「状況が不十分である」のように、判断する考え方をそろえてはどうか。 また、公表される評価結果において判定を示す記述の文言のみ示されることを考えると、質についてはのみ判定されたと誤解を招く恐れがある。</p>	<p>第3期中期目標期間の現況分析においては、「想定している関係者の期待に応えているか」という視点から水準を判定するものではなく、学部・研究科等の目的に照らして質の向上の状況も含めて水準を判定するものとしており、判定の裏記については、一律に相对比较する印象の強い「水準」ではなく、「質」を使用することとしていきます。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、「評価実施要項（案）」及び「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」を以下のとおり一部修正します。（その他、評価実施要項（案）3頁、9頁、15頁についても、同様に修正します。）</p> <p>◆評価実施要項（案）修正箇所 ・13頁：判定に当たっての留意事項 『「判断は、学部・研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の水準にあるのか」という視点で行います。その際、第2期中期目標期間終了時点と、評価時点での教育水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて行います。』</p> <p>◆「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）修正箇所 ・6頁：評価の視点、6行目 『「学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の水準にあるか」という視点による評価を実施します。』</p> <p>・6頁：第3期中期目標期間教育研究評価現況分析イメージ（案） 『各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の水準にあるか』 『第2期中期目標期間終了時点と評価時点での水準を勘案し、質の向上も含めて水準を判断』</p>
47	<p>現況分析に 関するもの</p>	<p>・学部・研究科等の現況分析において、分析項目の段階判定を行うにあたり、「教育上の目的」及び「研究上の目的」の妥当性はどのように判断されるのかを予め示していただきたい。（評価実施要項（案）P.13、P.15）</p>	<p>目的は、それぞれの学部・研究科等が教育活動を実施する上での基本方針、達成しようとする基本的な成果等を指すものであり、目的の妥当性について当機構が判断するものではないと考えています。</p> <p>評価の実施に当たっては、各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるかに加えて、質の向上の状況も含めて判断することとしていきます。</p>
48	<p>現況分析に 関するもの</p>	<p>○13頁目『・・・個性ある独自の教育活動がなされていることを尊重して行います。』 ○15頁目『・・・個性ある独自の研究活動がなされていることを尊重して行います。』 ・上記について、どの資料（情報）を根拠とするのか、具体的に例示して欲しい。</p>	<p>教育・研究活動の内容は、構成・規模の異なる学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等により様々であると考えています。</p> <p>第3期中期目標期間の現況分析においては、学系別に記載項目（仮称）を設定する予定としており、いただいたご意見を参考に、可能な限り根拠資料・データ等を示すよう検討を進めてまいります。</p>
49	<p>現況分析に 関するもの</p>	<p>・「学部・研究科等の現況調査表」で新たに設定される「記載項目」について、鳥取大学は大学の機能強化の3類型のうち「地域活性化の中核的拠点」を選択し、「人材育成や地域課題を解決する取組み」の柱として、地域課題の解決に向けて学際的な検討を進めている。「教育と研究」の融合はもちろんだらに加えて「教育と社会貢献」・「研究と社会貢献」を密接に関連させた展開を図っており、その活動等が適切に評価されるよう配慮いただきたいと思います。</p>	<p>記載項目（仮称）の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
50	現況分析に 関するもの	②学系の分類で「地域研究」が総合科学系（融合）などに該当することを明示し、適切な評価の体制を取っていただきたい。	学系の分類に当たっては、可能な限り分かりやすく明示し、国立大学教育研究評価委員会の下、適切な評価体制を整備してまいります。
51	達成状況評価に 関するもの	p. i 1) 「機構が行う教育研究評価は、・・・、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものとする。」とある。第2期の法人評価・現況分析では、プラスに評価しながらも判定結果の中には記載がないものがあるように感じる（一つの中期計画に係る取組A、取組B、取組Cをプラスに評価しながらも、一番目立つものやわかりやすいキーワードで表頭で記述しているものや、Bだけを当該中期計画の判定結果に取り上げている、など）。判定結果の中に記載がないものは「評価されたい」と評価される例は受け取る。「個性的で多様な発展」に活かすためにも、プラスに評価した取組は判定結果の中に記載した いただきたいが、困難であれば「他〇件」のように件数を記載いただきたい。	評価結果の内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
52	その他 現況分析に 関するもの	p. 12 1 書面調査 (2)分析項目ごとの判定 6) 「第2期中期目標期間からの変化に係る客観的なデータを踏まえた」となっているが、現況分析では向上度の根拠となるような、定量的な指標の記載がより求められると理解してもよいのか。 7) 「水準」の判定について、法人も4段階で自己評価することになるが、区分表に示された区分において「非常に優れている」、「優れている」、「相応である」、「判断する考え方」について、より判断が容易・客観的になるように、判断の参考となる「具体的な参考例等の提示」が望ましい。 8) 「研究の水準」についても同様である。	現況調査表の内容については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」に示す予定です。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
53	現況分析に 関するもの	3. 「評価実施要項（案）」13ページには、第2期中期目標期間終了時点と、評価時点の教育水準の状況を勘案し、質の向上の状況も含めて段階判定するとされているが、改組等により、教育研究上の目的の風直しなどを行なったため、教育の現況について第2期と単純に比較できない部分が出てくる可能性がある。評価の際にはこのような事情にも配慮いただきたい。	現況分析の具体的な評価方法、内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
54	現況分析に 関するもの	1. 学年進行期間中の部局の扱いについて 本学では、2019年度に新部局の増設（農学群）を目指している。農学群は4年目終了時評価（暫定評価）時には学年進行中（1年経過）だが「学部・研究科の現況分析」の対象部局となるか？	中期目標期間途中に組織の新設、統合・改組を行った場合、4年目終了時評価に際しては、平成31年度末時点の組織を評価の単位としますが、改組前と継続性が高い組織の場合は、改組前からの状況も対象とすることとなります。なお、現況分析の対象組織については、文部科学省国立大学法人評価委員会が決定する単位に基づき取り扱います。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
55	達成状況評価に関するもの	<p>○段階判定の評定及びその表記等について（P20、28） 中期計画が3段階判定となることについて、例えば、中期計画の実施状況が「3 優れた実績を上げていく」と「2 実施している」の中間の評価に値する場合であっても、3か2のどちらかを選ぶことになり、良いか普通かの評価となるため、中期計画の評定が大振りとなり、適切な評価が行われるのか疑問である。 また、中期計画は、中期目標よりも具体的に内容が記載されていることから、中期計画（小項目）と同様に5段階判定にすることが望ましいと考える。</p>	<p>第2期中期目標期間の教育研究評価では、達成状況評価は成果の程度によって4段階の判定としていますが、段階の区分けが難しいとの意見が多々あったことから、第3期では、中期計画の判定はシブシブな3段階にして、中期計画が実施されているか否かを中心にみることにするとともに、第2期よりも中期目標（小項目）の達成度の評価を重視した仕組みとしており、ご理解いただきたいと考えております。 なお、具体的な評価方法については「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、適正な評価ができるよう、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
56	達成状況評価に関するもの	<p>4. 小項目等の判定について (1) 「第3期中期目標期間の教育研究の評価に係る「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」p.4の図中、「小項目の判定」に「中期計画の平均値」とありますが、中期計画と小項目の段階数が異なるので、どのように平均値を使用するのかお示しいただきたいと思っております。 (2) 小・中・大項目はそれぞれ一段下位の項目の判定結果の平均値に基づき判定するようですが、下位の項目には重要度に大きな差があるものが含まれる場合があります。単純な平均値では当該項目の達成状況を適切に判定できない場合が起こる可能性があります。小項目については「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」とありますが、ここに下位項目ごとの重要度を考慮できることを含めていただき、また、中・大項目についても同様の扱いとしていただきたいと思います。</p>	<p>達成状況評価の具体的な積み上げ方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
57	達成状況評価に関するもの	<p>1. 中期目標の達成状況評価について 達成状況評価における段階判定の評定及び表記が異なると、中期計画に実施されたかどうかにかかわらず重点を置くべき3段階評価として、中期目標（小項目）については目標が達成されたかどうかにかかわらず重点を置くべき3段階評価として、中期目標（小項目）についても、より明確な観点から評価作業を進めることができるだろうとの印象を受ける。 一方で、中期計画の判定の“積み上げ（中期計画の平均値）”によって中期目標（小項目）が判定される方式そのものは、「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」という判定法も含め、第2期の方式が見える。この判定方式については、以下のように考える。 本来、達成状況評価では“中期目標が達成されたかどうか”が評価されるべきである。中期計画は、あくまでも中期目標を達成するための措置であって、それらを実施すること自体が目的ではない。また、ひとつの中期目標に対して策定される複数の中期計画（＝複数の措置）は、その規模感や実施の難易軽重が必ずしも同等ではなく、中期目標期間の6年間（中期計画では4年間）の中で、中期目標を達成するための措置に重点を置くことも起こり得る。そのような現場の実情を勘案するならば、たとえ「評価者が平均値から異なる判定とすることも可」であっても、中期計画の実施状況の平均値をもつて中期目標達成判定の第1次の尺度とすることも妥当とは言えず、全ての中期計画の判定をequal weightで積み上げる判定方式については、十分な議論と慎重な運用が望まれる。 改善策のひとつとして、達成状況報告書において、中期計画の達成状況を中心に自己評価・自己判定を行い、その自己評価・分析の中で、各中期計画の実施状況の詳細を重要度や中期目標達成への貢献度の強弱も含めて記述する（各計画に対してはexplicitに自己評価判定をしない）など、自己評価方式の更なる検討をお願い致します。</p>	<p>具体的な達成状況報告書の内容や達成状況評価の段階判定の積み上げ方法は、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
58	達成状況評価に関するもの	<p>2. 判定基準の内容を早期に公表して頂きたい。 (1) 積み上げ式の段階判定に用いる平均点等（「評価実施要項（案）」17頁以下） (2) 中期目標（小項目）の段階判定について、「特筆すべき実績」「優れた実績」の判断の基準（同20頁） (3) 中期目標（小項目）の評価に係る「特記事項」「特色ある点」「優れた点」「特筆すべき実績」「優れた実績」（同20頁）との関係</p>	<p>達成状況評価の具体的な評価方法、評価内容については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、公表時期を含め、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
67	達成状況評価に関するもの	2. ヒアリングの実施方法について（評価実施要項（案）4頁）公平性の観点から、全大学をテレビ会議システムを用いたヒアリングとするか、直接面談とすべきか整理すべきではないか。	ヒアリングについては、国立大学法人等の負担軽減の観点からテレビ会議システムは効果的であると考えています。一方で、設備環境等の影響により不具合が生じる可能性もあり、テレビ会議システムによるヒアリングのみとすることは現状難しいと考えています。ヒアリングの実施に当たっては、実施形式が異なることで不公平が生じないように十分配慮します。
68	達成状況評価に関するもの	○ヒアリングについて ヒアリングの際の冒頭での法人側からの説明は、実質的に達成状況報告書とは別に「法人の個性の伸長に向けた主体的な取組の状況と成果」を簡潔に纏めた説明となっており、また、説明時間が10分以内と短時間のため十分な説明が困難であった。さらに、この後に設けられている委員からの質問は、主として冒頭の法人説明を踏まえたものではなく、事前に提出している達成状況報告書、事前確認事項に基づいたこと等を鑑みれば、今後のヒアリングは、冒頭の法人説明は割愛し、全ての時間を質疑応答の時間としていたいただきたい。加えて、本学に対する評価委員の質問事項は教育に偏っており、全体50分間で研究に関する質問が全くなされたことから、審査員の専門性及び質問事項のバランスについても考慮いただきたい。この点について改善をお願いしたい。	ヒアリングの具体的な実施内容については、いただいたご意見を参考に参考に検討を進めてまいります。
69	中期目標期間終了時評価方法に関するもの	○2頁目 ・中期目標期間終了時評価のスケジュール（主な変更点の2頁目）を見る限りは、終了時評価の「中期目標の達成状況評価」は「4年目標期間終了時評価結果を踏まえる」と考えられます。教育研究評価のシステムとして問題があるのではないのでしょうか。	国立大学法人法上、4年目標終了時評価とは、4年目標終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目標終了時評価の結果は、文部科学大臣より、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目標終了時評価（達成状況評価）の結果を踏まえるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてののみ、具体的な実施状況等の記載を求めると判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると判断してまいります。
70	中期目標期間終了時評価方法に関するもの	p.28 (1) 書面調査 ① 中期計画ごとの実施状況の分析 16) 達成状況報告書には「法人が4年目標終了時評価結果を踏まえるような顕著な変化があったと判断した中期計画ごと」とされているが、どのようなものが「顕著な変化」に相当するのかが、具体的な事例等が提示されることが望ましい。また、必ずしも“顕著な変化”がない中期計画についてはあえて記述しなくともよいのか確認したい。	国立大学法人法上、4年目標終了時評価とは、4年目標終了時の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績を評価するものです。また、4年目標終了時評価の結果は、文部科学大臣より、国立大学法人等の次期中期目標期間の組織・業務全般にわたる検討に活用されることとなります。 中期目標期間終了時評価における具体的な評価内容、評価方法については、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、中期目標期間終了時評価の達成状況報告書においては、あくまでも4年目標終了時評価（達成状況評価）の結果を踏まえるような顕著な変化があったと判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると判断した中期計画についてのみ、具体的な実施状況等の記載を求めると判断してまいります。
71	達成状況評価に関するもの	●研究業績説明書及び学部・研究科等の現況調査表について 「現況分析結果を十分に活用するため」として、研究業績説明書及び学部・研究科等の現況調査表の提出期限が早まったが、どの程度達成度評価の配点に影響する可能性があるかをより明確に示していただきたい。従来同様、達成度評価の実施においてはあくまで「参考資料としての活用」程度に留まるとのことであれば、可能な限り必要作業を減らすなど簡素化へ配慮いただきたい。	現況分析結果の達成状況評価への具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、文部科学省国立大学法人評価委員会からの当機構への要請においても、現況分析結果を達成状況評価に十分に活用することが求められており、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に参考に検討を進めてまいります。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
77	達成状況評価に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 達成状況評価の結果について、中期計画毎の具体的な改善点をポイントだけでも示してほしい。 	<p>評価結果の内容については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
78	達成状況評価に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成状況評価において、国立大学法人等が重視している中期目標・中期計画がある場合は、それを踏まえて評価するとあるが、評価結果にどのような影響するのかを予め明確に示していただきたい。（評価実施要項（案）P.21） 	<p>達成状況評価の具体的な評価方法については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、国立大学法人等が重視している中期目標・中期計画については、第2期中期目標期間の達成状況評価における個性の伸長に向けた取組のような取扱いを想定しています。</p>
79	達成状況評価に関するもの	<p>p.21（評価にあつたての留意事項） i) 13) 「法人等が特に重視している中期目標・中期計画がある場合は」とされているが、達成状況報告書において、法人が該当するものを指定することができるのかを確認したい。</p>	<p>達成状況報告書の具体的な記載内容については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」に示す予定ですが、国立大学法人等が重視している中期目標・中期計画については、第2期中期目標期間の達成状況評価における個性の伸長に向けた取組のような取扱いを想定しています。</p>
80	達成状況評価に関するもの	<p>○達成状況報告書について 第2期中期目標期間の達成状況報告書では、学部・研究科等ごとの現況分析と関連を有する中期計画については、その関連が明確に理解できるよう、実施状況の記述が求められている。この記述については、複数の学部・研究科に関連する計画が多くあり、その都度達成状況報告書に記載するのに労力が必要であったため、記載内容の簡素化または記載不要としていただきたい。 また、「法人の特徴」「中期目標ごとの自己評価」の字数の上限が、学部数と研究科数を基準（本学は70,000字以内）として決められており、大学全体の特色や中期目標ごとの自己評価をより充実した内容とするためには、「法人の特徴」「中期目標数」に分けて、それぞれ字数の上限を設定することが重要であると考えていますので、改善をお願いしたい。</p>	<p>達成状況報告書における現況分析の関連付け、字数制限の内容については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答																		
81	達成状況評価に関するもの	<p>＜2. 達成状況評価のプロセスに関する中期目標と中期計画の記述について＞ 中期目標の達成状況評価のプロセスに関し、中期目標と中期計画が逆になっていないでしょうか？ 自然科学研究機構においては、中期目標及び中期計画は下記の構成となっており、 中期目標：「大項目」、「中項目」、「小項目」 中期計画：「大項目」、「中項目」、「小項目」 「小項目」は、中期計画の方で定めております。</p> <p>例) 【中期目標】 1 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 本機構は、天文学、核融合科学、物質科学、生命科学等の自然科学分野の学術研究を（以下略）</p> <p>【中期計画】 1 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ① 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「本機構」という）は、天文学、核融合科学、分子科学、基礎生物学、生理学の各分野（以下「各分野」という。）における（以下略）【1】 ② アストロバイオロジーセンターにおいて（以下略）【2】</p>	<p>大学共同利用機関法人における中期目標（大項目、中項目、小項目）の構成は、基本的には以下のとおりです。 ≪評価実施要項（案）18頁≫</p> <table border="1" data-bbox="279 89 662 792"> <thead> <tr> <th>「大項目」</th> <th>「中項目」</th> <th>「小項目」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 研究に関する目標</td> <td>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2) 研究実施体制等に関する目標</td> <td>各「中項目」の下に定められている個々の目標</td> </tr> <tr> <td>2. 共同利用・共同研究に関する目標</td> <td>(1) 共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2) 共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3. 教育に関する目標</td> <td>(1) 大学院等への教育協力に関する目標 (2) 人材育成に関する目標</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標</td> <td></td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>5. その他の目標</td> <td>(1) グローバル化に関する目標 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、中期計画は、中期目標（小項目）に掲げられた目標を達成するための手段や方策を指しています。</p>	「大項目」	「中項目」	「小項目」	1. 研究に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2) 研究実施体制等に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標	2. 共同利用・共同研究に関する目標	(1) 共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2) 共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標	同上	3. 教育に関する目標	(1) 大学院等への教育協力に関する目標 (2) 人材育成に関する目標	同上	4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標		同上	5. その他の目標	(1) グローバル化に関する目標 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標	同上
「大項目」	「中項目」	「小項目」																			
1. 研究に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2) 研究実施体制等に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標																			
2. 共同利用・共同研究に関する目標	(1) 共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2) 共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標	同上																			
3. 教育に関する目標	(1) 大学院等への教育協力に関する目標 (2) 人材育成に関する目標	同上																			
4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標		同上																			
5. その他の目標	(1) グローバル化に関する目標 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標	同上																			
82	その他	<p>○9頁目及び13頁目『教育活動に関連する様々なデータ』 ○9頁目及び15頁目『研究活動に関連する様々なデータ』 ○18頁目及び28頁目『教育研究活動に関連する様々なデータ』</p> <p>・上記について、これは何を示すのが具体的に例示して欲しい（大学情報データベース、入力データベース等）。</p>	<p>様々なデータの具体的な内容については、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、データ分析集や入力データベース等を含め、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、データ分析集や入力データベース等を含め、「評価作業マニュアル」に示す予定で</p>																		
83	その他	<p>○12頁目『教育活動に関連する様々なデータ』と『国立大学法人の客観的なデータ』 ○14頁目『研究活動に関連する様々なデータ』と『国立大学法人等の客観的なデータ』</p> <p>・上記について、これらは別々のデータを示すのでしょうか。違いが分かるように、具体的に例示して欲しい（大学情報データベース、入力データベース、データ分析集、データデータベース等）。</p>	<p>様々なデータの具体的な内容については、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、データ分析集や入力データベース等を含め、「評価作業マニュアル」に示す予定で 国立大学法人等の客観的なデータについては、現況調査表の根拠となる資料・データ、認証評価に関する資料及び教育研究活動に関連する様々なデータを想定しています。</p>																		
84	その他	<p>○12頁目『・・・、第2期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえた自己分析・判定の結果が記述されています。』 ○15頁目『・・・、第2期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえた自己分析・判定の結果が記述されています。』</p> <p>・上記について、第2期との比較は4年間の実績でしかできず、「観点」が「記載項目（仮称）」に変更されるのであれば、前回と比較できる客観的なデータ項目を示すことができるのでしょうか。</p>	<p>記載項目（仮称）については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>																		

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

NO.	分類	意見等	回答
85	その他	<p>たとえば、「人文科学系」では「文、人文、外国語など」、また「社会科学系」では「法、経済、経営、商、社会など」、それぞれ学系のなかにも、多様な学問分野の学部・研究科が含まれると考えます。そして、各学系に含まれるそれぞれの学問分野の特性に応じて、データも特徴のある値（動き）を示すのではないかと思われまます。したがって、データを評価に使用される際には、それぞれの学部・研究科のもつ学問分野の特性や学部・研究科のもつ個性などが、その用いるデータによって消し去られて、評価の対象から外されてしまわないように、複数のデータを組み合わせ合わせた総合評価などを検討して頂けますと幸いです。</p>	<p>「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
86	その他	<p>p.9 2 学部・研究科等の現況分析 2) 水準判定には「教育・研究活動に関連する様々なデータを調査・分析すること」となっているが、様々なデータとは具体的にどのようなものか代表例をあらかじめお知らせ願いたい。</p>	<p>様々なデータの具体的な内容については、「評価作業マニュアル」に示す予定ですが、データ分析集や入力データ集等を想定しています。</p>
87	その他	<p>p.17 第2節 中期目標の達成状況評価 9) 「中期目標期間中に教育研究の質は向上したか」という点に配慮し」とされているが、中期計画に明示した定量的な評価指標に加え、さらに定量的なデータを記載することがより求められると理解してよいのか。</p>	<p>達成状況評価の根拠となる資料・データについては、各国立大学法人等の中期目標・中期計画の内容により異なるものと考えています。 達成状況報告書の具体的な内容については、「実績報告書作成要領」に示す予定です。「実績報告書作成要領」の策定に当たっては、達成状況報告書に係る根拠資料・データの例示等も含め、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ検討を進めてまいります。</p>
88	その他	<p>教育研究評価に係る全般的な意見 ○データ分析集を活用する場合、大学数値データによる全国一律の確認・判断方法・結果に偏るものとならないことを要望します。また、活用方法の詳細についての情報を求めます。</p>	<p>データ分析集、入力データ集の活用方法については、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。「評価作業マニュアル」等の策定に当たっては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
89	その他	<p>○データ分析集の収集も含め、貴機構と大学双方の業務における負担軽減と人的・時間的コストの削減につながるよう要望します。</p>	<p>第3期中期目標期間の教育研究評価の実施に当たっては、データ分析集の収集も含めて国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
90	その他	<p>○現在のデータ分析集のような項目が非常に緻密かつ複雑で定義が曖昧なものではなく、webに必要な数値等のみを入力すればよいようなデータの効率化を意識したシステムの導入を望みます。</p>	<p>第3期中期目標期間の教育研究評価に活用する指標及び項目の設定に当たっては、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>
91	その他	<p>【業務負担の軽減について（法人評価と認証評価の「共通資料活用方法」の具体的な例示を要望）】 実施要綱（案）1ページ、「第1部 教育研究評価の基本方針 ① 中期目標期間評価と独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への要請事項（2）文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項」 「学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価に当たっては、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努めること。」と国立大学法人側の負担軽減を要請しています。また、実施要綱（案）12ページ「教育の現況分析の方法」の記載では、「教育の現況分析は、国立大学法人が学部・研究科等ごとに作成する現況調査表、認証評価に関する資料及び教育活動に関連する様々なデータに基づいて行います。（中略）認証評価に関する資料については、いづれかの認証評価機関が実施した評価結果や提出資料・データ等として活用することなどが考えられます。」と認証評価時の資料の利用を記載しています。しかし、これら記載（評価負担の軽減、認証評価結果や資料の活用）について法人側で作業する立場で言えば、具体的に何をどこでどう活用すればよいかの全てが揃っていません。 認証評価にむけた自己評価書作成業務と関わらせ、「重複可能な作業」や「重複資料の活用方法（資料を具体的にどう重複活用できるのか）」を、NIAD-QE主催の研修や提示する「実施要綱」等での具体的な明示を要請します。これにより評価作業負担も大いに軽減します。法人評価と認証評価に共通するフォーマットを提示していただくのも有効な一案です。 なお、3巡目認証評価でも、「大学機関別認証評価実施大綱（平成30年3月改定）」における「5 評価の実施方法（3ページ）」の記載で、「なお、根拠となる資料・データとしては、本大綱に基づく評価以外の第三者評価等に用いた資料やその結果を利用することができまます。」と解説しています。</p>	<p>文部科学省国立大学法人評価委員会からの当機構への要請においても、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、国立大学法人等の負担軽減に努めるとこととされており、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を踏まえて検討を進めてまいります。</p>

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項（案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
92	その他	【評価作業や評価結果の「第三者評価間での活用」について】前段に記載したことも含め、法人評価における「現況分析表」作成の取り組み（法人側）や、機構側による「現況分析結果（評価）」が、認証評価のいかなる部分にどのようにして代替可能なのか（または認証評価が法人評価のどこにどう代替可能なのか）、認証評価及び法人評価のいずれにも関与するNAD-QEの立場から明らかにしたいと考えています。法人の自主的な判断で双方の評価作業や資料、評価結果を活用するにあたっては、何も担保・保証されておらず、不安です（「この資料や評価結果は使用できません」と後からいわれたら、それで終わりです）。	認証評価との関係性については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
93	その他	4. 4年目終了時評価で作成した現況調査表の認証評価への利用について平成31年度以降実施分の大学機関別認証評価の評価基準の改訂において、全学だけでなく課程ごとや資料作成のエフォートがかなり高まることをご懸念され点、第2期と比較して評価項目が細かく、より具体的にといった点から、資料作成の教育・研究に関する現況調査表資料が、大学機関別認証評価にできる限りそのまま使えるような仕組みを作っていただきたい。	認証評価との関係性については、現在検討中であり、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
94	その他	○他の第三者評価等（大学機関別認証評価、JABEE、日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構等）が実施する専門分野別評価や国立大学法人評価、公立大学法人評価等）に係る資料や結果の活用等、他の質保証制度との連携を望みます。また、これらを受審し、適正であるとの評価を受けた場合には、網羅できず、網羅できない項目については業務の免除の検討を望みます。	「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の策定に当たっては、国立大学法人等の負担軽減に十分配慮しつつ、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
95	その他	1. 全般について 大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人においては、共同利用・共同研究を通じて大学全体の支援も大きなミッションであることから、評価の内容（実施要項（案）p.3「(1)学術・研究科等の現況分析」部分）、評価のプロセス（同p.9「(2)研究の調査・分析」部分）、研究の現況分析の方法（同p.15「(3)分析項目ごとの判定」部分）などにおいて、「研究の中には共同利用・共同研究による研究成果を含む」こと、又は「共同利用・共同研究を通じて大学・研究コミュニティの活動を支援していることも判定する」こと、を明記していただきたいと思えます。	現況分析の具体的な評価方法、内容については、国立大学教育研究評価委員会の下、学系別検討チームを立ち上げて検討するなど、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」等に示す予定です。いただいたご意見を参考に、大学共同利用機関、大学共同利用機関法人の特色を適切に評価できるような検討を進めてまいります。
96	その他	5. 意見の申立てについて（評価実施要項（案）24頁） 第2期評価の際、意見の申立てを行ったが、対応として定型的理由が示されるのみで、その上で原案どおりとするとされており、個別具体的な示す等、被評価者側が納得できる説明をするように改善していただきたい。せめて、意見申立て審査会の検討概要を国大協を通じて当該大学長のみにも送付するなど対応していただきたい。	第2期中期目標期間の教育研究評価の検証アンケートにおいては、いただいたご指摘を参考に検討を進めてまいります。意見申し立ての対応については、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
97	その他	○意見申し立てについて 第2期中期目標期間の評価に対する意見の申立てを行う際には、申立て内容を詳細に記載することが求められているにも関わらず、「申立てへの対応」欄の「理由」については、大雑把かつ不明瞭な表現となっていた。第3期中期目標期間においては、具体的な理由を記載いただくよう改善をお願いしたい。	第2期中期目標期間の教育研究評価の検証アンケートにおいては、いただいたご指摘を参考に検討を進めてまいります。意見申し立ての対応については、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。
98	その他	1. 「4年目終了時評価」及び「中期目標期間終了時評価」の結果がどのように運営費交付金に反映するのかを示してもらいたい。	4年目終了時評価及び中期目標期間終了時評価の結果に対する運営費交付金の反映方法は、当機構で決定するものではないため、回答は差し控えていただきます。

※「意見等」欄における「○頁目」などについては、「評価実施要項（案）」または「評価実施要項」における第2期からの主な変更点（案）」の該当頁を指しています。